

別表第4（第4条、第5条関係）

粉じんに係る指定施設及び規制基準

番号	A		B
	指定施設		規制基準（使用及び管理に関する基準）
	施設の名称	規模又は能力	
1	原材料堆積場	露天であって面積が500㎡以上のもの。ただし、大気汚染防止法及び香川県生活環境の保全に関する条例に定めがあるものを除く。	<p>粉じんが飛散するおそれがある原材料を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア (屋内に設置するもの、袋詰め、箱詰め等の措置が講じられた物の輸送の用に供するもの及び密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が50cm以上75cm未満であるか、又はバケットの内容積が0.01㎡以上0.03㎡未満であること。	<p>粉じんが飛散するおそれがある原材料を運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部に集じん装置が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	破碎機及び摩砕機 (湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が37kW以上75kW未満であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 集じん装置が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

番号	A		B
	指定施設		規制基準（使用及び管理に関する基準）
	施設の名称	規模又は能力	
4	金属加工用のブラスト（サンドブラスト、砂吹付を含む。）		次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 密閉構造又はこれに準じた粉じん飛散防止の装置が講じられていること。 (3) 集じん装置が設置されていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	集じん装置（遠心力を利用した機械式集じん装置に限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 粉じんが飛散しないような構造物を有すること。 (3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
6	打綿機及び混打綿機（原動機を使用するものに限る。）		次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 集じん装置が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

備考 密閉式とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、又は挿入口若しくは排出口に続き施設の担当部分がカバーされているものが該当する。